

第1章 都市計画マスタープランの概要

1. 改定の背景・目的

都市計画マスタープランとは、都市計画法に基づき市町村が定める「都市計画に関する基本的な方針」です。本市では、平成9年（1997年）に策定後、上位計画の見直しや社会情勢の変化などにあわせ、平成14年（2002年）、平成24年（2012年）に改定を行い、計画的な都市づくりの推進に取り組んできました。

令和3年度（2021年度）に都市計画マスタープランが計画期間の満了を迎える中、令和2年度（2020年度）に県の定める阪神地域都市計画区域マスタープランの改定、令和3年（2021年）7月に第6次宝塚市総合計画の策定といった上位計画の見直しが行われました。

これら上位計画の見直しや都市計画に係る潮流などを踏まえ、宝塚市都市計画マスタープランを改定します。

2. 役割

都市計画マスタープランの役割として、以下の点が挙げられます。

- 都市の将来像を示して、都市づくりに明確な目標を与えるとともに、都市づくりの方針を示します。
- 長期的な視点に立った独自の都市づくりを進めていく根拠とするとともに、個別具体の都市計画などの指針とします。
- 市民、民間事業者など多様な主体に対して、都市づくりへの参加を促します。

※本計画における「都市づくり」と「まちづくり」について

都市づくり：都市計画法を基本とした土地利用規制や都市施設整備などにより、都市空間を整備、開発、保全すること

まちづくり：市民の生活環境全般に関わる事項や市民が主体となる地域・地区の活動

3. 構成

第1章 都市計画マスタープランの概要

都市計画マスタープラン改定の背景・目的を示すとともに、役割、位置づけなどを示します。

第2章 宝塚市の現況と課題

本市の現況を数値等で示し、それを踏まえた今後の都市づくりの課題を示します。

第3章 都市づくりの目標

第6次宝塚市総合計画に加え、第2章の宝塚市の現況と課題を踏まえ、都市づくりの目標を示します。

第4章 都市づくりの方針

第3章の都市づくりの目標を踏まえ、5つの部門別に、都市づくりの方針を示します。

第5章 都市づくりの推進のために

第4章の都市づくりの方針に基づく取組を効率的かつ効果的に進める方策を示します。

4. 位置づけ

(1) 法的な位置づけ

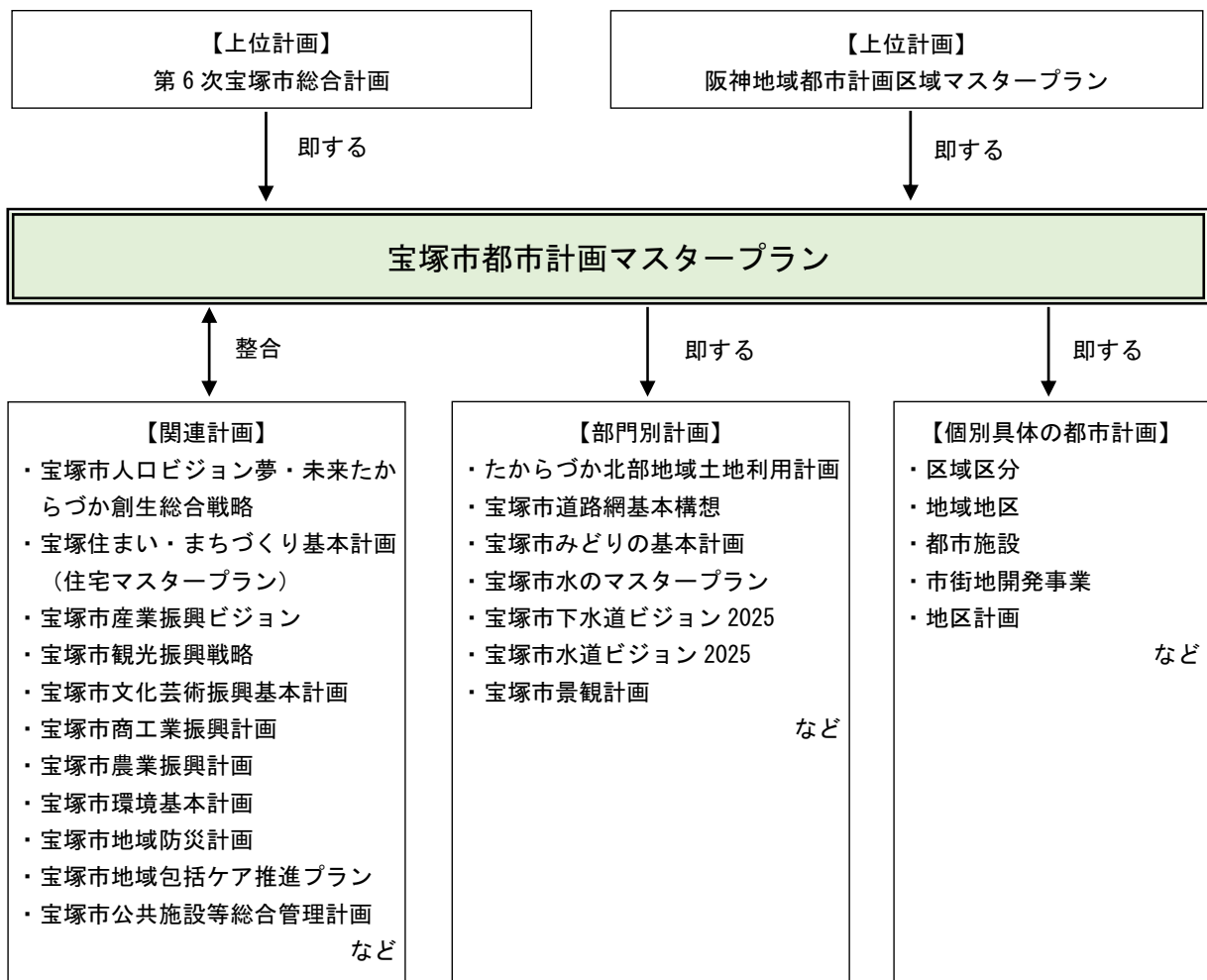
都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づく法定計画で、市が策定する総合計画や県が策定する都市計画区域マスタープランに即して定める必要があります。

また、市が決定する個別具体の都市計画は、都市計画マスタープランに即したものでなければならぬとされています。都市計画マスタープランの策定に際しては住民意見の反映を図り、策定後は公表することとされています。

(2) 施策体系上の位置づけ

都市計画マスタープランは、市が決定する個別具体の都市計画などの指針であり、その内容は総合計画などに即して定めることとされていることから、本市の施策体系上は総合計画に定める基本構想を都市計画の観点から推進し、実現していくためのものとして位置づけます。

個別具体の都市計画をはじめとする都市づくりにかかる部門ごとの計画、施策、事業については、都市計画マスタープランに即して策定または実施します。

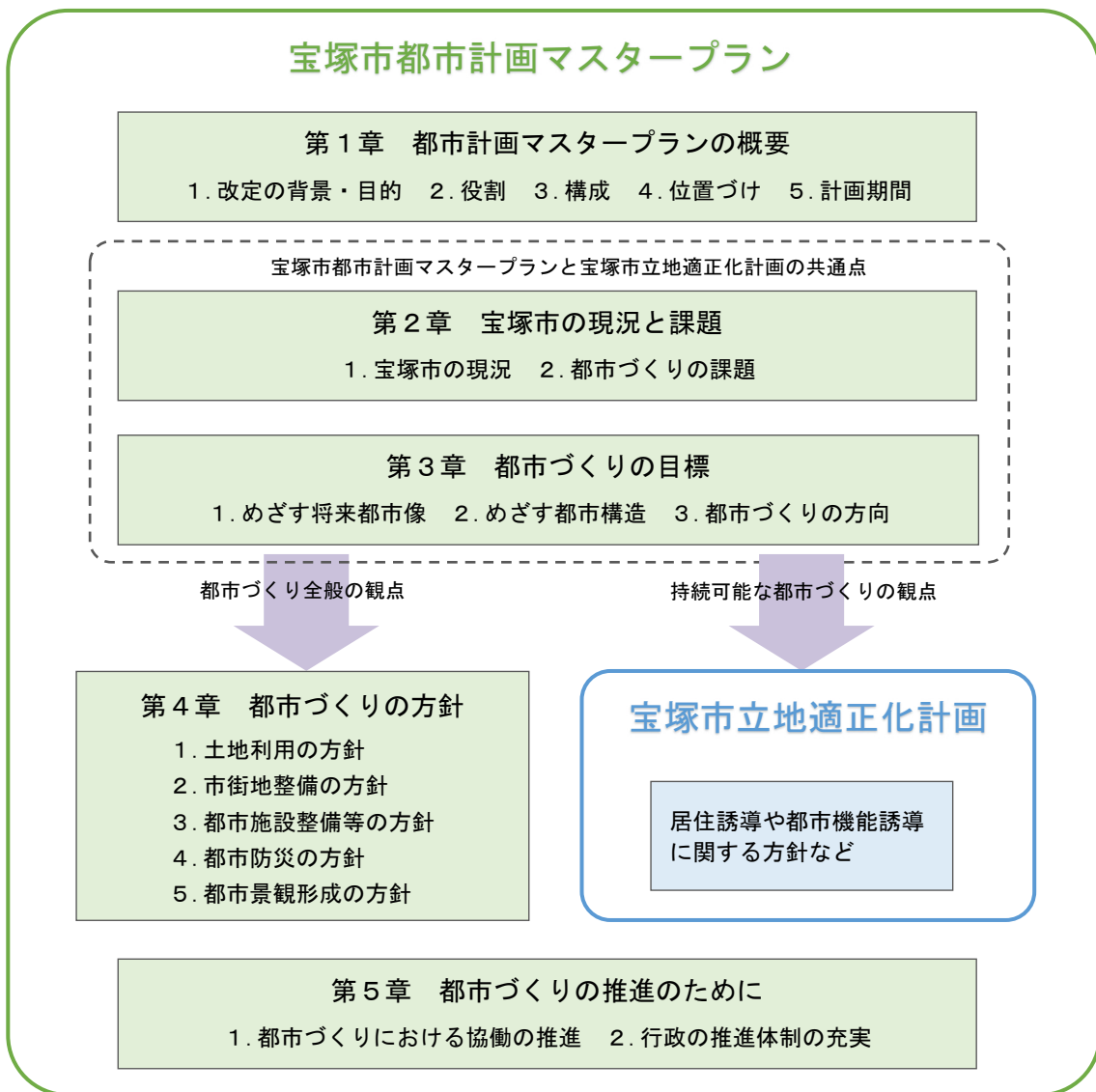


(3) 宝塚市立地適正化計画との関係

立地適正化計画は、都市再生特別措置法第 81 条に基づく持続的な都市づくりのために居住や都市機能の誘導などを図るための計画で、同法第 82 条に基づき都市計画マスタープランの一部とみなされます。

本市では、都市計画マスタープランの改定に併せて立地適正化計画を策定します。都市計画マスタープランでは、都市づくりの目標の実現に向け、都市づくり全般の観点から部門別の方針を定めます。一方、立地適正化計画では、持続可能な都市づくりの観点から居住誘導や都市機能誘導に関する方針などを定めます。

今後、両計画の運用においても連携を図り、計画的な都市づくりを推進します。



5. 計画期間

長期的な展望を踏まえるとともに、計画期間を令和 4 年（2022 年）から概ね 10 年間とします。

なお、上位計画の見直しや社会経済環境などの大きな変化により、必要が生じた場合は、随時見直しを行います。